

70歳～74歳の方の限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）

診療月が1月から7月までは前々年の世帯の所得を、8月から12月までは前年の所得を使用して、自己負担限度額を決定します。はじめに、外来（個人ごと）のみの限度額にあたる「外来A」を適用し、入院がある場合は、その後世帯での限度額である「外来+入院B」を適用させて、計算をします。

◎1か月ごとの自己負担限度額※①および入院時食事標準負担額

区分	所得要件	自己負担割合	過去1年間に1回～3回		4回目以降 ※②	入院時食事標準負担額 (1食あたり) ※⑤
			外来 A (個人ごと)	外来+入院 B (世帯単位で外来と入院があった場合は合算)		
現役並みⅢ	住民税の課税標準額が690万円以上の世帯	3割	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算)		140,100円	490円
現役並みⅡ	住民税の課税標準額が380万円以上690万円未満の世帯		167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算)		93,000円	
現役並みⅠ	住民税の課税標準額が145万円以上380万円未満の世帯		80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算)		44,400円	
一般	住民税の課税標準額が145万円未満の世帯	2割	18,000円 (年間上限) 144,000円	57,600円	/	過去1年間の入院日数が 90日まで …230円 91日目以降 …180円※⑥
Ⅱ※③	住民税非課税世帯		8,000円	24,600円		
Ⅰ※④				15,000円		

※① 自己負担限度額には、保険適用外の診療、食事代、差額ベッド代などは含みません。

※② 受診のあった月以前の12か月以内に、自己負担限度額を超えた受診が3回以上あったときの4回目以降の限度額です。

※③ 住民税非課税の世帯に属する方で、「Ⅰ」に該当しない方

※④ 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方（その世帯の必要経費・控除を差し引いた各所得が0円となる方）

※⑤ 令和6年6月1日から1食あたりの食事代の金額が変更になりました。

※⑥ 過去1年以内に90日を超える入院のある方は、入院日数のわかるもの（医療機関の領収書等）を添付のうえ、国保給付係へ申請してください。標準負担額が230円から180円に減額される標準負担額減額認定証を交付いたします。

【問合せ先】 医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階④番窓口) ☎03-5273-4149